

緊急事態宣言発令に伴うえんじょい臨時休室のお知らせ

政府による緊急事態宣言発令に伴い、令和3年6月30日（水）まで臨時休室とさせていただきます。ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

◆臨時休室期間 令和3年4月26日（月）～6月30日（水）

※大阪府及び四條畷市の方針等により、期間が変更になる場合があります。